

現代日本の子づれシングルと子どもたち

神原文子

はじめに

いまご紹介いただきました神戸学院大学の神原文子と申します。よろしく申し上げます。時間が30分ということですので、もう早速、本題に入らせていただきたいと思います。

私は今日、「現代日本の子づれシングルと子どもたち」というテーマでお話をさせていただきます。

最初に、「子づれシングル」という呼び名をつけていますが、母子家庭の母親とか父子家庭の父親とかいうのは、どうも言い方としたら、けっこうわずらわしいなという思いがあるからです。実際に、ひとり親のなり方というのは、死別であったり、離婚であったり、非婚でひとり親になることがあったり、それから、ひとり親になる場合に男性もあるわけですし、女性もあるわけです。

もっと言うなれば、ひとり親のなり方が子どもを産んで親になる場合、あるいは連れ合いが産む場合もあるわけですが、必ずしも生物学的に血縁があるとかないとかにこだわらなくても親になることがあるのではないかと。そういうことも含めて、広く誰にでも当てはまる呼び名として「子づれシングル」と言ってしまうというふうを考えて、このごろ私は「子づれシングル」という言葉を使っています。

実際のところ、子づれシングルは男性もありますし、女性もありますけれども、今日の話は主に子づれシングルの女性のほうに焦点を当てて話をさせていただこうと思います。それから、子づれシングルと、その子づれシングルと一緒に育っている子どもに、やはり焦点を当てていきたいと思っています。

1. わが国のひとり親家族の現状

初めに、わが国のひとり親家族の現状です。子づれシングルと子どもたちが育っていて、一応それを家族と呼ぶならば、その現状はどうなっているかということです。

1.1 ひとり親家庭の動向

厚生労働省が、5年おきに全国母子家庭等調査というものを実施しています。

はじめに2003年のデータを示していますが、1993年、1998年、2003年と来まして、実は2003年の次は今年2008年に実態調査をする予定だったようですが、いろいろな事情があって前倒して2006年に調査をおこないました。その2006年のデータが、昨年、ちょうど1年ほ

ど前に公表されましたので、そのデータも併せてご紹介をしたいと思います。

2003年の母子世帯数は122万5千400世帯です。でも、この数字は全世帯数からすると2.5%なのです。その5年前の1998年度より28%増加しているということになっています。

では、2006年の調査では推定何世帯あったかという、?です。実は先ほど言いましたように、厚生労働省が前倒しの調査をいたしましたので、厚生労働省に問い合わせをしましても、急いで調査をしたので推定値が出せないと言うのです。

それで私は、では、この推定値はいつ出ますかと尋ねましたら、この次に調査をする予定は2013年だとのことでした。ですから、2013年のデータによって推定値を出すことができますという、そういう話なのです。

私はそれを聞いて、実はもう、びっくりしたのです。というのは、厚生労働省はひとり親家庭のさまざまな福祉施策を実施するにあたって、その推定値を基にして予算措置をも講じるはずなのです。にもかかわらず、厚生労働省が実際に母子世帯数、父子世帯数の大まかな推定値さえも把握してなくて、どうして施策を講じるのか、予算措置を講じるのかと思ってしまうのですけれども、それが現状です。

もっと言うなれば、このひとり親家庭の実態調査ですが、厚生労働省で子ども家庭局の母子家庭施策の担当部署でおこなわれているのですが、どうも担当者がひとりかふたりぐらいい、一方では子どもの虐待問題も扱いながら、同時に母子家庭等の施策も講じている。ですから、どうしても、やはり虐待のほうに重きが置かれていて、片手間で何か母子家庭施策がおこなわれているのではないかという状況があります。

ですから、そういうところで、ほんとうに本気で、どれだけ当事者に有効な施策を講じてもらえるのだろうかということが非常に疑問に思うところなのですが、何かそういう話ばかりしていますと、つつい私のほうはもう怒りが込み上げてきて先に進みませんので、またそのあたりはあとでもお話をさせていただこうと思います。

そういう理由で、最新のデータでは推定値はわからない。同じように、父子世帯数も2003年のデータで17万3千800世帯ということになっています。こちらは全世帯数で0.3%なのです。5年前の1998年度から6%増加したということですがけれども、2006年の調査では推定値はわかりません。

ここで1点押さえておきたいのですが、特に1990年代以降、不況の影響もあってか離婚件数が増えて、しかも離婚するときに、子どものいる夫婦の離婚件数が増えたこともあって、実際に母子世帯数、父子世帯数が右肩上がりですと増えてきているのです。増えたと言いながら、全世帯数で言うと、これは2003年の段階でも2.8%です。3%にもならない数字なのです。

やはり増えたと言いながら、全世帯数のなかで占める割合が非常に少ない。ですから、非常にマイナーな存在であることが、なかなか社会的に関心を持ってもらえないことにもなります。それから、たとえば選挙のときなんかでも、あまり重要課題として取り上げられないということがどうもありそうだなと思えてしかたがありません。

1. 2 ひとり親になった理由

では、ひとり親家庭になった理由、母子世帯になった理由ですが、2003年のデータと2006年

のデータを挙げていますけれども、母子世帯の場合は離婚が2003年、2006年いずれも約80%です。死別は、2003年が12%ですけれども、2006年はやや下がって9.7%です。それから、未婚の母が2003年は5.8%で、こちらは約1%ほど上がって6.7%になっています。

父子世帯になった理由も、2003年の場合は離婚が74%で、2006年もあまり変わっていません。死別のほうが、2003年19.2%から、2006年22%で、やや死別が上がっています。

ついでに、ここに未婚の父と書いてあります。これは厚生労働省全国母子世帯等調査のデータではありません。全国母子世帯等調査のデータでは、父子家庭になった理由として未婚の父というのは選択肢がないのです。

ですから、同じ厚生労働省なのですが、国立社会保障・人口問題研究所がこういったデータをまとめていまして、そこから取ってきました。たしか2005年のデータなのですが、どうも1万9千世帯ぐらい未婚の父がおられるというデータを見つけたので、併せて加えておきました。

では、こういったひとり親になる理由、それからひとり親世帯の動向がどうかということ、ちょっと年次変化を見ていただこうと思います。図1です。

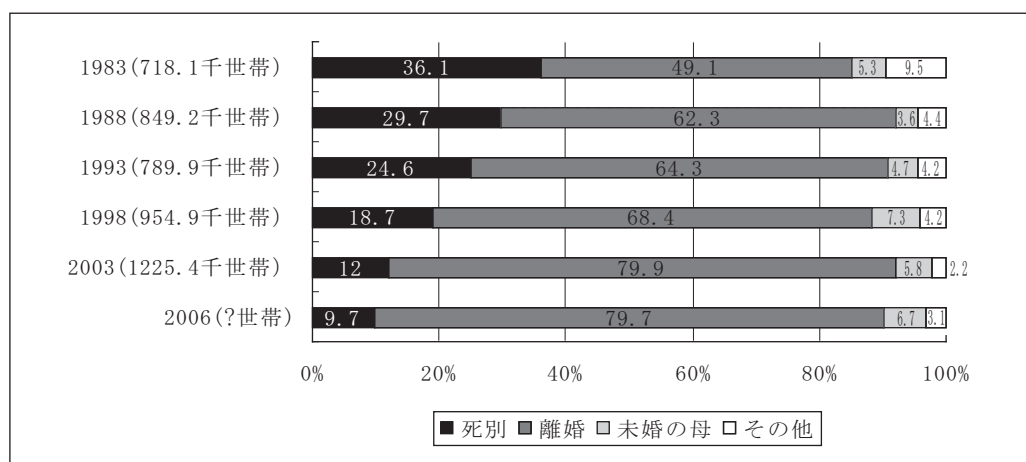


図1 シングル・マザーになった理由の年次変化

1983年からしか調べることができなかったのですが、この20数年間の変化を示しています。

ここで2点、押さえておきたいと思います。一つは世帯数です。この世帯数のところが、だいたいほぼ毎回、毎回増加してきています。1993年のところで減っていますが、それ以後ずっと増えてきているのです。この20年ぐらいのあいだに、それこそもう1.8倍ぐらい、ひとり親世帯が増えたということです。

もう一つは、その母子世帯のなり方なのですが、グラフで濃いところが死別です。死別が急速に減っているのですが、一方で離婚が年を追うごとに増えています。

もう一つ押さえておきたいことは、未婚の母についてですが、未婚の母は意外と言うべきか、さもなんとと言うべきか、あまり変わっていません。これはなぜでしょうね。このあたりは、またみなさんにお考えいただきたいと思います。

次に、表1は、ひとり親家庭の母子世帯、父子世帯の平均像を、2006年の全国調査からピックアップしてまとめたものです。

表1 子づれシングル世帯の平均像

	母子世帯（死別）	母子世帯（生別）	父子世帯
推定数と世帯比率	?千(?%)	?千(?%)	?千(?%)
母親または父親の年齢	44.5歳	38.8歳	43.1歳
ひとり親になった時の母または父の年齢	38.5歳	31.2歳	37.4歳
ひとり親になった時の末子の年齢		4.9歳	6.2歳
現在の末子の年齢	12.7歳	10.2歳	11.5歳
平均年間就労収入	171万円		398万円
平均年間収入	213万円（全世帯563万円の37.8%）		421万円（74.8%）
1世帯あたりの子ども数	1.6人		1.6人
現在、養育費を受け取っている比率		19.0%	
養育費の1世帯平均月額		42,008円	

厚生労働省「平成18年度 全国母子世帯等調査結果報告」より作成

現在の年齢が、母子世帯の場合は死別と生別と若干年齢が違うのですが、だいたい平均年齢が40歳前後、30代後半から40歳です。それからひとり親家庭になってから、だいたい平均7年ぐらいたっている。そして、ひとり親家庭になったときの末子の子ども年齢が、だいたい小学校に入るか入らないかという年齢です。現在は10歳前後になっているということです。

そして、平均年間就労収入ですけれども、この点については、あとでもう少し詳しく見ていただこうと思いますが、母子世帯の場合が171万円、父子世帯の場合が389万円なのです。実は、この2006年の171万円という数字は2003年から、これでも増えているのです。2003年の時点では162万円という数字でした。ですから、まだこれでも若干増えています。

そして母子世帯の場合は、この就労収入に、あと児童扶養手当とか、あるいは、児童手当とか、そういった手当も含めて年間の収入が213万円という数字です。これは全世帯の563万円の37.8%なのです。

ここには示していませんが、全世帯というのは、それぞれ単独世帯、単身世帯から高齢者世帯まで、全世帯の平均が563万円なのですけれども、未成年の子どもを養育している世帯について言いますと、718万円です。ですから、同じように子どもを育てている世帯の718万円からすると、213万円というのは、もう30%あるかないかです。それだけ収入が低いということです。

父子世帯のほうも、年間収入は母子世帯に比べてまだましと言っても421万円で、こちらのほうも全世帯の平均からすると、75%ぐらいにしかならないということです。

そして、1世帯あたりの子ども数が1.6人です。母子世帯で、生別のところに養育費を挙げていますが、養育費を受け取っているのが19%です。たった19%しか養育費を受け取っていません。

養育費を受け取っている世帯については、平均月額4万2千円ほど受け取っています。だいたいの相場は子どもひとりの場合が3万円で、子ども二人だと5万円というぐらいの金額なのですが、この養育費を受け取っている比率が19%というのは、これは、世界の先進国から比べて非常に低いのです。

やはり日本よりも離婚率の高い、アメリカやヨーロッパの国々などでしたら、だいたい70%、80%いくのがあたりまえなのです。日本はあまりにも養育費を受け取っている比率が低い。

もっと言うなれば、日本は別れた父親が子どものために養育費を払わなくても、“逃げるが勝ち”ということなのですね。しかも、逃げるが勝ちで、そのまま放置されているという状況があるわけです。そのことがやはり一つの大きな問題だろうということを押さえておきたいと思いません。

2. 保護者の就業形態と就労収入

次に、保護者の就業形態と就労収入を見ていただきます。2006年のデータですけれども、母子家庭の就業状況で、働いているシングルマザーが84.5%、働いていない無職が14.6%という数字なのです。

まずこの数字、84.5%の人が働いている。無職は14.6%ということは、この数字はそれぞれ、これも世界の先進国のひとり親家庭、母子家庭の母親たちの就労率から比べると非常に高いのです。

国によっては、たとえば、フランスですと60%とか、オーストラリアでしたらもう半分%ぐらいとか、国によっては非常に就労率が低いところがあります。北欧などでも、せいぜい70%ぐらいとか、低いところがあるのです。

日本の場合は国の施策もあって、とにかく働かないといけなような方向に後押しがされているということです。そういうこともあって、働いていない人たちがどういう理由で働いていないかという、ここにはお示ししていませんが、一つはいま仕事を探している、求職中であるために働いていない。それから、いま何らかの職業訓練を受けている、あるいは資格を取るために勉強しているために働いていない。

それから、子どもが、ゼロ歳児、乳児で、保育所に預けたくても、まだ預けることができない、あるいは、ほんとうに生まれて間もない子どもであるために、やはりしばらくは働かないで自分で育てたいというような場合です。

それから、ご本人が体調を崩しているとか、あるいは情緒不安で、とても仕事のできる状態ではないという場合、それから子どもさんが病弱であったり、何らかの障害を持っておられたりするために働くことができないというような場合、ほとんどそれで全部なのです。ということは、働ける人は全部働いていると言ってもいいぐらいの状況だということです。

そこで、では働いている人の働き方はどうかと言いますと、常用雇いで働いている人が42.5%です。そして、臨時・パート・派遣、いわゆる不安定就労が48.%です。働いている人たちのなかで常用雇用が半分にもならないということです。これでもまだ2003年よりは若干増えました。

でも、常用雇用の場合の平均収入が257万円、臨時・パートの場合は113万円という額なのです。この点については、またあとでもう少し詳しく見たいと思います。

ついでに父子世帯のほうですけれども、働いている人がほとんど全員、97.5%が働いていて、無職は2.1%です。ところが、常用雇用の方は72.2%なのですが、どうもいま日本の労働市場で女性だけが不安定化しているだけではなくて、最近は男性も非常に不安定化しているのですね。

その影響がやはり父子家庭の父親たちにもあらわれていて、このところ常用雇用が減ってい

て、臨時・パート・派遣が増えてきているということが指摘できるのではないかと思います。その結果、この常用雇用の就労収入は431万円ですけれども、これは2003年よりも19万円減っています。

もちろん、これは父子家庭の父親だけが減っているというわけではなくて、世の中全体で収入が減っていることも影響しているのですけれども、かなり大きな減り方だということが言えると思います。

表2のシングルマザーの就業形態で、死別、生別なのですが、いま働いているシングルマザーのなかで常用雇用の42.5%、臨時・パート・その他が48.7%という数字を挙げたのですけれども、実際のところ、シングルマザーを100%としたときに、そのなかで常用雇用が何%かということ39.5%なのです。4割にもいかないということです。

表2 シングルマザーの就業形態

	総数	就業している	従業上の地位						不就業	不詳
			事業主	常用雇用者	臨時・パート	派遣社員	家族従業者	その他		
総数	1,517 (100.0)	1,282 (84.5) (100.0)	51 (3.4) (4.0)	545 (39.5) (42.5)	559 (36.8) (43.6)	66 (4.4) (5.1)	16 (1.1) (1.2)	45 (3.0) (3.5)	221 (14.6)	14 (0.9)
死別	147 (100.0)	112 (76.2) (100.0)	6 (4.1) (5.4)	43 (29.3) (38.4)	53 (36.1) (47.3)	4 (2.7) (3.6)	1 (0.7) (0.9)	5 (3.4) (4.5)	33 (22.4)	2 (1.4)
生別	1,359 (100.0)	1,160 (85.4) (100.0)	44 (3.2) (3.8)	500 (36.8) (43.1)	502 (36.9) (43.3)	62 (4.6) (5.3)	15 (1.1) (1.3)	37 (2.7) (3.2)	188 (13.8)	11 (0.8)

注：2006年度全国母子世帯等調査より

厚生労働省のデータでは、働いている人のなかで常用雇用は42.5%という、若干数字が上がりますが、シングルマザー全体のなかで常用雇用で働いている人はと見ると39.5%です。やはりこのへんは数字のマジックなのですが、全体のなかで、どれだけの人が安定就労に就いているかという見方をすることが大事だろうと、そのことが客観的事実をとらえることになるだろうと思ひ、この数字を持ってきました。

表3の母子世帯の貧困率について見てみようと思います。貧困、貧困と言われますけれども、では貧困であるか、貧困でないかの判断基準は何かということです。

この貧困ということの判断基準はいくつかあるようですけれども、そのへんは私は専門ではないのですが、たとえば、絶対貧困と相対貧困というとらえ方があります。国連などでは絶対貧困として、1日1ドル以下をほんとうの絶対貧困としてとらえています。

1日1ドル以下での生活をしている人々がどれぐらいいるかということ、絶対貧困率をとらえているのです。

もう一つ、OECDなどでは、相対的な貧困というとらえ方をしています。相対的な貧困のとらえ方は、それぞれの国で勤労者賃金の中央値の2分の1を貧困ラインと設定していて、その金額よりも以下を貧困と見なして、その比率を貧困率として算定しているわけです。

OECD の算定の仕方によると、日本は実はアメリカに次ぐぐらいに貧困率が高いということで、2003 年あたりから注目されるようになっていきます。その計算の仕方を使って、母子世帯の貧困率はどれぐらいだろうかということ計算してみました。表 3 です。最新のデータだけではなくて、少し年次変化を見てもよいということで、国民生活基礎調査と全国母子世帯等調査によって、1997 年、2002 年、2005 年で比較をしてみました。そうしますと、ちょっと私自身もあらためて驚きなのですが、全世帯、1 世帯当たりの平均所得が、この 10 年ぐらいで 100 万円ぐらい減っています。これは実は、この先もうちょっとさかのぼると 1993 年あたりから、もう毎年、毎年、平均年収が減ってきているのです。年収で 100 万円減るといことはすごいことなのです。

表 3 母子世帯の貧困率

	全世帯 1 世帯 当たり平均所得	児童のいる世帯の 1 世帯当たり平均所得	母子世帯 平均所得	全世帯の 中央値	全世帯の 貧困率	母子世帯 中央値	母子世帯 貧困率
1997 年	657.7 万円	767.1 万円	229 万円	536 万円	21.9%	194 万円	69.1%
2002 年	589.3 万円	702.7 万円	212 万円	476 万円	21.6%	183 万円	64.8%
2005 年	563.8 万円	718.0 万円	213 万円	458 万円	22.3%	187 万円	62.7%

注：国民生活基礎調査と全国母子世帯等調査より作成

どうも日本の社会全体で 2002 年あたりが一番経済不況のどん底だと、それから少しずつ経済が回復していると言われてきたはずなのに、でもそれはひょっとすると一部の企業だけがもうけていて、一般の勤労者はその再配分の恩恵を被っていないのではないかと。その証拠に 2002 年から 2005 年、さらに平均所得が下がっているわけです。このことを一つ押さえておく必要があるかと思えます。

同様に、児童のいる世帯の 1 世帯当たりの平均所得も、1997 年から 2005 年にかけて、2002 年が一番底なのですが、1997 年と 2005 年を比べると 50 万円ぐらい違うわけです。減っているということです。

この数字を基にして貧困のラインを考えてみますと、勤労世帯で言うと全世帯の中央値が 536 万円、2005 年は 458 万円ということになりますが、母子世帯の平均所得で見ますと 1997 年が 229 万円、2002 年が 212 万円、2005 年が 213 万円ですが、むしろ母子世帯の減少率は低いのです。

これはどういうことかということ、むしろ世間一般にはものすごく所得は減っているのだけれども、母子世帯はほんとうに必死に働いて、何とか所得の減少を食い止める努力をしてくれているということが言えるのではないかと思うわけです。

この数字を基にして貧困率を見ますと、全世帯の貧困率はだいたい 20% そこそこです。それに対して母子世帯の貧困率は、もう 60% を超えています。でも、60% を超えていますけれども、これもやや驚きなのですが、1997 年の貧困率 69% が、2002 年 64.8%、2005 年 62.7% と、母子世帯の貧困率はなぜか減少するのです。

ですから、それはほんとうに全世帯の平均所得の低下があまりにも大きいので、それに対する母子世帯の平均所得の減少がまだ下げ止まっているので、相対的には貧困率は大きくとも、

むしろ逆に貧困率は回復しているということなのです。ですから、言葉を変えて言うならば、シングルマザーが、いかに必死に、この間、働いてきているかということのあらわれだろうということも言えるかと思います。

このことを踏まえたうえで、もうちょっと詳しく常用雇用と臨時・パートを見てみますと、先ほど常用雇用の平均年間就労収入が257万円、臨時・パートが113万円という数字をお示しましたが、もう少し細かく見てみますと、表4によると、常用雇用の場合は年収200万円以上が過半数を占めます。ところが臨時・パートの場合は、年収200万円未満がもう90%以上を占めるのです。

表4 現在就業している母の地位別年間就労収入の構成割合

	総数	100万円未満	100～200万円未満	200～300万円未満	300～400万円未満	400万円以上	平均年間就労収入
常用雇用者	465 (100.0)	33 (7.1)	157 (33.8)	150 (32.3)	60 (12.9)	65 (14.0)	257万円
臨時・パート	482 (100.0)	207 (42.9)	237 (49.2)	35 (7.3)	3 (0.6)	— (—)	113万円

注：年間就労収入の総数は不詳を除いた値である。

厚生労働省『平成18年度 全国母子世帯等調査結果報告』より作成

同じシングルマザーであっても、常用雇用なのか、臨時・パートなのかということによって、ほんとうにかなり大きな開きがあるのです。言葉を変えれば、同じシングルマザーのなかでも、格差がちょっとずつ広がっていると言えるのかもしれないと思うわけです。

ただ総じて言うと、シングルマザーのなかで貧困ラインより高い人が26%程度にしかならないということは押さえておきたいと思います。ですから、就労収入プラスさまざまな手当、児童扶養手当とか児童手当とかを全部含めて、かろうじてその貧困より超える人が38%ぐらいなのですが、就労収入だけだったら、たった26%程度しか貧困ラインを超えないというのが現実だということです。

3. 母子世帯の多くはなぜ貧困なのか？

3.1 現代日本の女性たちの就業実態

以上のようなデータを踏まえたうえで、実態はそうなのだけれども、なぜ貧困なのかということをお可能な限り押さえることが大事だろうというわけです。やはり今まで見ていただいたように、まず一つは就労の形態として常用雇用率が低いことです。その常用雇用率が必ずしも高くならない、むしろ下がる傾向にあるということなのです。

では、なぜ常用雇用率が低いのかということです。男性は、シングルファーザーの場合は、まだそれでも70数%の常用雇用率があるのに、女性の場合は40%ぐらいなのです。なぜそれほど低いのかということです。

現代日本の子づれシングルと子どもたち（神原）

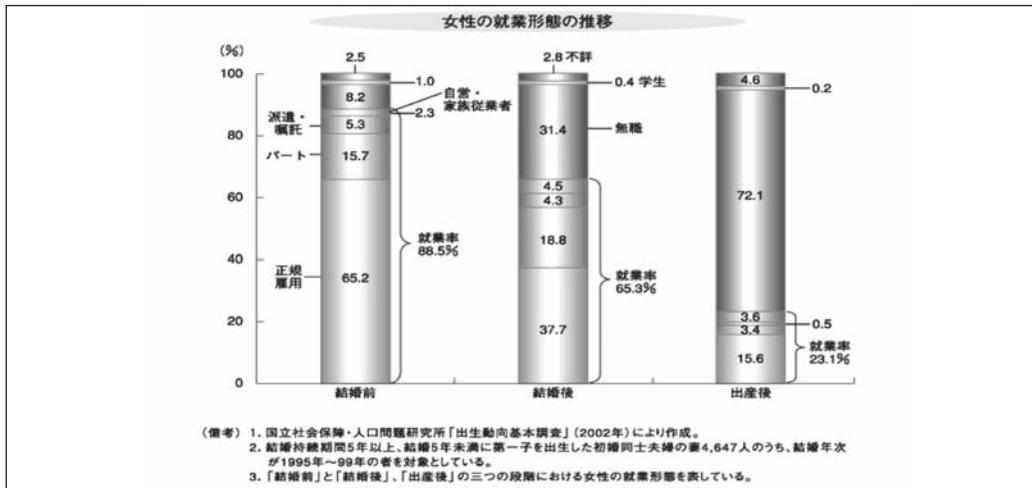


図2 現代日本の女性たちの就業実態

注：平成18年度版 国民生活白書より

その一つの理由は、日本の女性の就業実態によると思うわけです。図2は現代日本の女性の就業実態についてですが、一番左側は結婚する前の女性の働き方です。結婚する前は65%以上が正規雇用で働いているわけです。

ところが日本の女性は、いま現在、結婚するともう30%ぐらい仕事を辞めてしまうわけです。無職になるのです。結婚するというだけで仕事を辞めるわけです。さらに子どもがひとり生まれると20%以上、仕事を辞める人が出てくるわけです。そしてこれは2002年の段階ですけれども、子どもがひとりいる女性で、まだ常用雇用で働いている人が15%程度なのです。まずここを押さえておきます。

図3は、大阪市が2003年におこなった実態調査を基に作成したのですが、結婚する前は多く

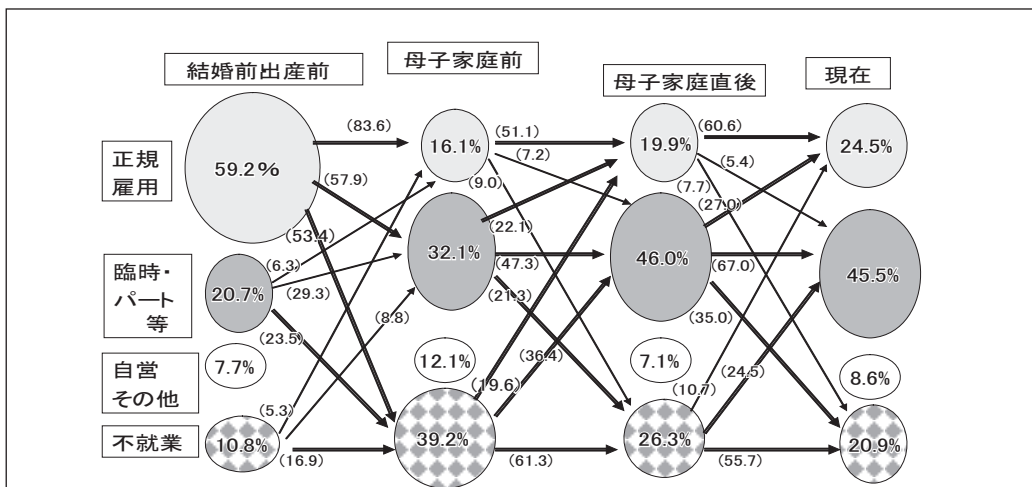


図3 母子家庭の母親の就業移動

注：2003年大阪市ひとり親家庭調査より

は正規雇用で働いているのですけれども、いったん仕事を辞めて子育てに専念して、そこから、たとえば、夫婦のあいだでさまざまなトラブルが起こって、そして離婚を協議することになる。ですから、母子家庭になる前ですね。

母子家庭になる前に正規雇用で働いている人は16%で、先ほどのデータとあまり変わりません。臨時・パートで働いている人が32%、無職が39%です。まだここで臨時・パートの人が若干多いのは、ひょっとすると離婚のために準備している人も、このなかに含まれているのではないかと思えるのですね。

そして、離婚をしますね。でも、正規雇用になかなかないのです。離婚をして直後に正規雇用就いている人は、その半数以上はもともと正規雇用だった人なのです。この括弧に入れている数字は、この16%のなかで、それまでずっと正規雇用の人が83%だったということです。

それから、母子家庭になった直後に正規雇用の人は、その前にもう5割ぐらいが正規雇用だった人ということです。パートからは2割ぐらいしか正規雇用になれていないし、無職からでも19%しか正規雇用になれていないのです。

そして、いま現在どうかというと、それほど正規雇用は増えていないのです。パートの人はもうずっとパートだし、無職の人も2割ぐらいいるのですが、無職からもパートにはなれていきますけれども、正規雇用にはなれていないのです。

ですから、日本の社会のなかで、これは女性に限らず、男性もこのごろの傾向となっているのかもしれませんが、いったん仕事を辞めて今度再就職というときに、正規雇用になりたいと思っても非常にそれが難しいということを見ていただけたらと思います。まずそれが一つです。常用雇用に就きにくいということです。

3. 2 低すぎる最低賃金

二つ目は、いま見ていただいたように、就職をするにしても臨時・パートの雇用が多くて、しかも時給が非常に低い。ほんとうに800円もらえたらいいところなのです。やはり時給が低いことの最大の理由は、日本の最低賃金が低すぎるからなのです。2007年の段階で東京の最低賃金が、これは日本で一番高いのですけれども、739円です。一番低い秋田、沖縄では618円なのです。

この金額を基にして、例えば最低賃金739円で1日7時間、月に20日働いたとすると、10万3千460円にしかならないということです。普通ですよ。1日7時間、しかも昼休みは賃金がつきませんから、勤務時間は9時5時です。9時5時でひと月働いて、このぐらいの金額にしかならないということです。今年、最低賃金が若干改定されて、30円ぐらいアップするようすけれども、それでも時給30円上がったとしても、そんなに大きくは収入が増えないのです。

比較として、この2006年度の母子世帯の生活保護基準額を見てみますと、標準的な30歳女性と9歳の子ども、4歳の子どもの場合に、この1級地というのは大都会ですけれども、ひと月20万4千840円なのです。

これは、そうすると一所懸命働くよりは生活保護費のほうがいいのですね。でも、ここで押さえておきたいのは、生活保護費が高すぎるのではなくて時給が低すぎるのです。そのことこ

ろを押さえておきたいと思います。

しかしながら厚生労働省は、一般の母子世帯の収入と比べて生活保護費が高いので、そのために生活保護費をむしろ下げる方向に、下げて合わそうとする方向に動いているのです。実際に去年ですか、それまで母子家庭に対しては母子加算というのがプラス2万いくらか上乗せをされていたのが、それがもうだんだん廃止の方向に動いているわけです。2008年度ですべて廃止になります。

なぜこんなことになるかという、一つは同一労働、同一賃金が未確立ということです。日本の場合は、正規雇用と臨時・パートなどと非常に賃金格差が大きいのですけれども、それは世界共通ではないわけです。国によってはフルタイムで働く場合とパートで働く場合と、時給にほとんど差がないという国もあるわけです。にもかかわらず、日本の場合は同一労働、同一賃金が確立されていないために、こういう格差が広がるということです。

もう一つ押さえておかないといけないのは、これはジェンダーの問題だと思いますが、女性の多い職種で臨時・パート雇用が多いということです。そして、女性の多い職種の時給が低いということなのです。このことも併せて押さえておきたいと思います。たとえば、サービス業であるとか、福祉の職場とか、そういうところで非常に時給が低いわけです。

3. 3 児童扶養手当制度の変化

そして三つ目は、そういった就労収入が低い母子世帯に対して、では福祉施策はどうなっているのだということなのですけれども、今日は、福祉施策について詳しくお話しする時間はありませんが、一番中心的なものとして児童扶養手当について、少しお話ししようと思います。表3です。この児童扶養手当制度は1961年にスタートします。実は1959年に、死別母子世帯に対して遺族年金制度が確立してスタートするわけです。死別の場合には遺族年金があって、何とか最低限の生活ができるようになったのですが、その場合と離別して母子世帯になった場合とで非常に収入格差が大きいため、児童福祉施策の一環として、1961年から児童扶養手当制度がスタートするわけです。

当初は、前にお示しましたように、一定の所得制限のもとで一律に全額支給ということがなされてきました。いまここに1983年のデータをお示ししていますけれども、年収336万円までは全額支給で、一律3万2千700円支給するという制度があったわけです。

ところが、この制度が1985年に、おそらく財政難とか母子世帯数がどんどん増えるということもあって、厚生労働省、そのときの厚生省が全額支給と一部支給の2段階の支給に変えたわけです。全額支給は3万3千円で、一部支給は2万円というふうに2段階の支給にしたわけです。まず、これが大きな改悪の一つなのです。

ちなみに、「NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・関西」の前身は、このときの、「児童扶養手当の改悪に反対する大阪連絡会」という、当事者の運動団体が立ち上がって、それがスタートなのです。

表5 児童扶養手当額の変化

	1983年度	1985年 改定	1988年度	1993年度	1995年度	1997年度	1998年度 改定	2002年度 改定	2003年度
全国母子世帯調査 平均世帯収入	200万円		202万円	215万円			229万円		212万円
全国母子世帯数	718,100		849,200	789,900			954,900		1,225,400
大阪府母子世帯数	?		?	60,900		64,300	?		?
2人世帯見扶手									
所得制限額		全額支給 33,000円	全額支給 34,200円	1990年度 より物価 スライド制 手当額 毎年微増	全額支給 41,390円	全額支給 41,390円	全額支給 42,130円	全部支給 42,370円	全部支給 42,000円
130.0万円									
171.0万円		一部支給 20,000円	一部支給 22,900円						
204.8万円									
					一部支給 27,690円	一部支給 27,690円	一部支給 28,190円	増収による 手当減額	増収による 手当減額
300.0万円									
336.1万円									
365.0万円									
397.9万円									
407.8万円									
第2子	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円
第3子以降	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
全国受給世帯数		647,606	618,128	574,844	603,534	624,101			
大阪府受給世帯数		56,510	53,591	49,799	52,818	56,459	57,428		
手当給付費・億円		2,616	2,640	2,508	2,879	3,136			
(都道府県負担)		2/10	3/10	1/4	1/4	1/4			

(1)1961年度より児童扶養手当制度発足

(2)1985年度から請求期限-支給要件該当から5年以内、所得別・手当の2段階制、全額国庫負担から2割都道府県負担

(3)1990年度より手当額改定に児童物価スライド制導入

(4)1995年度から、対象児童年齢「18歳未満」から「18歳に到達した日以後、最初の3月31日まで」へ

(5)1998年度から、一部支給および、同居親族の所得制限の強化、未婚の母の子ども認知後も継続支給

(6)2002年度から全額支給所得制限130万円、養育費を所得算入、給付期間5年以上で支給額減額、請求期限5年は廃止

でも、さまざまな運動が行われたのですけれども、結局はこういう2段階の支給制度になってしまった。ただ、このあとバブル期もあって、それから物価スライド制が導入されるということもあって、少しずつ所得制限額も上がって行って、一方では支給額も少しずつ上がっていきわけです。

ふり返ってみると1997年あたりまでが、ひょっとすると一番まだよかったのかなと思えてしまいます。この時期は年収400万円までは一部支給をしますと、しかもその支給額が2万7千690円支給しますと、そして年収200万円以下の場合、4万1千390円支給しますという状況だったのです。

ところが、1998年にまた改定が行われまして、一部支給の所得制限額が高すぎるので300万円に下げるということになったのです。さらに一番多くの母子世帯に影響を及ぼしたのが、2002年の改定です。このときは全部支給の所得制限を、それまで200万円だったのを130万円まで引き下げを行ったのです。

130万円までの所得の場合は4万2千370円払いますと、そこからは収入が1万円増えるたびに支給額を減らしていく。ただ上限は360万円ほどまでは支給しますという制度に変えたわけです。言ってみれば、母子世帯の収入はどんどん減るにもかかわらず、児童扶養手当制度はどんどん改悪されていった。

何で改悪したのかというのは、もちろん財政難というのはあるのですが、もう保護ばかりやっても母子世帯の母親たちはちゃんと働かないのではないかと、保護に頼るばかりではないかと、そうではなくて、やはりきちんと働いて自立してもらわないと困るということで、保護から自立へという方向に大きく政策転換を打ち出したわけです。

ですから、こういった手当は減らすけれども就労支援をしますということで、この2003年以降、

就労支援策に厚生労働省は力を入れてきた。その成果が上がったかどうかというと、どうも上がったようには見えません。これが三つ目です。

4. ひとり親家族と社会的排除

4. 1 「社会的排除」とは？

もう一つ、今日のこの全体のテーマの格差、それから社会的排除ということに関して言いますと、いま見ていただいたように、多くのシングルマザーの就労形態が不安定で低収入であること、それから母子世帯の多くが貧困であること、そして現行の児童扶養手当制度が、もともとは児童の福祉の増進というのが大義名分、目的なのですけれども、その目的に照らすと決して充分とは言えないということは明らかだと思います。

しかしながら、このような状況について当事者や一部の支援団体を除いて、ほとんど問題にされることがなく、関心を持たれていないということです。たとえば、政治家、議員たちの中でも、ごく一部の議員には少しは関心を持ってもらえるのですけれども、全然実態もご存じない方が少なくないのです。

このことが、実は、社会的排除ではないか、補足すると、社会的にほとんど関心を持たれないままに、貧困が見過ごされているというそのことが社会的排除と言えるのではないかと、私は考えるわけです。

そこで、ここからは社会的排除という概念をもちいて、ひとり親家庭をとらえるとどうなるかということをお話しさせていただきます。社会的排除という定義について、ここで先行研究からお話ししていると、とても時間がありませんので、これまでのさまざまな研究を踏まえたうえで、暫定的に、現段階で、私は社会的排除を、「いかなる人であっても共同生活で暮らすための最低限の経済的、政治的、社会的、文化的諸権利が不十分であったり、否定されていたり、アクセス困難な状況に置かれていること」ととらえています。

社会的排除の概念と貧困概念との大きな違いは、貧困概念は、このなかでの経済的な不充足とか、経済的なアクセス困難に焦点を当てた場合なのです。それに対して社会的排除は、人間が生きていくうえでどのトータルな諸権利の否定であったり、アクセス困難であったり、不充足をあらわす概念と行うことができるかと思います。

でも、こういった社会的排除についてひとり親家庭が社会的に排除されているという表現をすると、誰が排除しているのかという、排除の主体がすごくあいまいになるのですけれども、やはり大事なことは、誰が何のためにひとり親家族を排除しているのか、なぜ社会的排除が発生して維持されているのかという、この問いを立てたうえで応えていくことだろうと思うわけです。

4. 2 ひとり親家族にみる社会的排除の特徴

そこで、ひとり親家族における社会的排除の特徴を、私自身は図4のようなモデル図で考えています。このモデル図について少し簡単にお話しさせていただこうと思います。中心に近い色の一番薄いところは排除されていない人々の状態です。

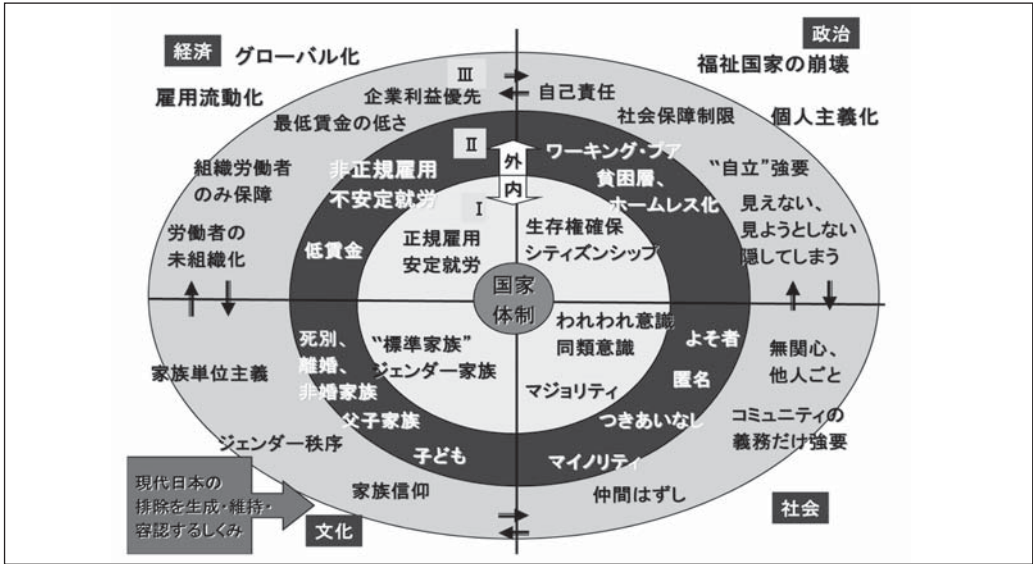


図4 ひとり親家族を排除する社会の構図

ですから、ひとり親家庭の排除を考えるうえで、たとえば、家族の状態であれば、いわゆる標準家族ですね。夫婦と子どもからなる標準家族。そして、ジェンダー家族というのは牟田和恵さんからの引用ですけれども（牟田，2006）、男性は仕事をして、女性のほうは家事、子育てをすることで、役割分担によって成り立っている家族です。それが排除されていない家族の在り方、保護されている家族の在り方です。

そして排除されていない状況として、経済的には正規雇用で働いて、一応安定就労に就いている。市民権が保障されている。最低限、少なくとも基本的人権が確保されている。そして、コミュニティ、地域社会のなかでは仲間として受け入れられている状況です。

今、日本の社会で言えば、まだ、おそらく6割ぐらいは、一番色のうすいところに入るだろうと思われま。でも、だんだんこのうすい色のところが減少傾向にあるのではないかと思います。ところが、これらのうち何か一つ条件が不十分であったり、条件が異なったりすることによって、濃い色のところになるわけです。

たとえば、もともと標準家族だったのだけれども、死別したとか離婚したとか、あるいは標準家族を拒否して非婚家族をつくったとか、あるいは父子家庭になった、あるいは、そこで育つ子どもたちですね。そういう場合です。

経済領域では正規で働けなくて非正規であるとか、低賃金、不安定就労です。ここで低賃金と言う場合、先ほどもお話ししましたように、低賃金であっても、最低賃金よりも1円でも高かったら合法なのです。それから、いま問題になっていますワーキングプアであったり、ホームレスであったりという貧困です。貧困のままに放置されていることは、やはりまさに排除ですね。

それから、地域社会のなかで言うと、大都市というのは、“隣は何をする人ぞ”とか、匿名性が保持されるとか、住みやすい面もありますが、たとえば、よそ者として仲間に入れないとか、あるいは積極的にかかわりを持とうとしないという、そのまま放置されている。しかし、一

方では放置されながら、何か地域の自治会の役員であるとか、学校ではPTAの役員だけは平等に回ってくるという、そういう仕組みがあるわけです。このところが排除されている状態なのです。

もう一つ、では排除はなぜ社会的に問題にならないのかということですが、実は日本の社会のなかで排除を排除として顕在化させないような仕組みが、社会の秩序としてその外側につくられているのではないかと考えられます。

それは、たとえば、「やはり家族って大事よね」という家族単位でものごとを考えると、ジェンダー秩序で世の中の仕組みがまだまだ成り立っているとか、あるいは、先ほど言いましたように、最低賃金を非常に安く設定することによって成り立っているなど。あるいは、もうこのごろは労働組合がどんどん解体されて、ばらばらにされている。

それから、福祉国家がどんどん崩壊してきているのですけれども、何か自己責任とか自助努力がだんだんと正当化されている。それから、自立、自立が強要されているとか、そういう状況です。さらに、地域のなかでは、仲間に入りたかったら、自分から入ってきたらどう、みたいなかたちで放置されている。

実は日本の社会に限れば、こういった排除されている状況がべつに違法ではないのです。違法でないように何かカモフラージュされるような仕組みがつくられているのです。そのことが、やはり日本の社会の排除の問題と言えるのではないと思うわけです。

さらにもう一つ言えば、楯円の外側に雇用の流動化とかグローバル化とか、それから福祉国家の崩壊とか個人主義化という、これはいま世界の先進諸国共通の変動傾向を書いています。でも、世界のどこでも社会的排除が排除しっぱなしで放置されているかということ、そうではないのです。

そうではなくて、図の真ん中の国家体制が、社会的排除を国家の政治政策の一番中心的な課題として位置づけるのか、あるいは排除を排除しっぱなしで放置するのかということであり、このことは、国家体制によるわけです。

EU諸国は、社会的排除ということを非常に問題にしている、1970代後半、1980年あたりから、排除の解決を国家施策として積極的に取り組んできたわけです。それが排除に対する包摂なわけです。

でも日本の政府は、いまだに日本の社会がこういった排除をされている人々をつくっているとか、あるいは家族を排除しているということを認めてはいません。というのは、公文書にはひとことも「排除」という言葉は出てこないのです。

ですから、言えることは、誰が排除を放置しているかといえば、やはり国家なのです。国家が排除を放置するのか、排除を社会問題としてインクルージョンしていこうとするのかという、その違いは非常に大きいだろうと考えています。

もう一つ、いま円でお示ししたのですが、これを少し時系列的に、現代日本女性が子づれシングルの典型的なライフコースをふまえて、なぜ貧困になるのかということ考えてみました。図5です。

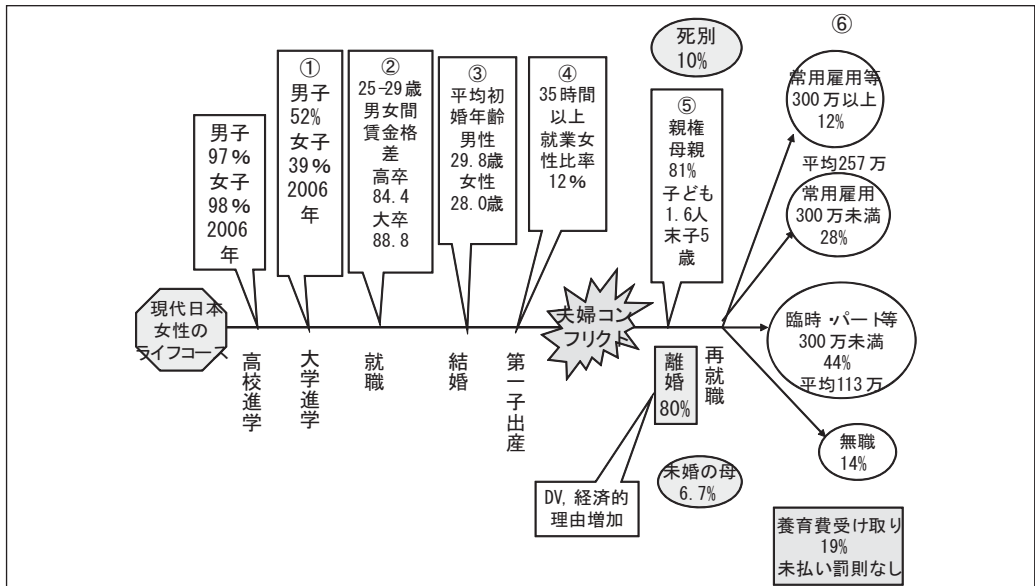


図5 現代日本女性が子づれシングルになる典型的なライフコース

高校進学段階は、女子のほうが男子よりも高校進学率が高いのです。ところが、大学進学率になると男子52%、女子が39%で、若干男子のほうがいいのです。このへんでちょっと差がついてくるのですけれども、大きな差の一つは就職のときの賃金格差なのです。男女雇用機会均等法と言いながら、男女同一賃金になっていないのです。ですから、同じように大卒であっても、女子は男子の88.8%、高卒の場合、女子は男子の84.4%の賃金格差なのです。

そして、結婚するときの初婚年齢が男性29.8歳、女性28歳です。日本では結婚するときに、だいたい2歳ぐらいの年齢差があるわけです。そうすると、年齢差があるというのは何が言えるかという、結婚する時点で男性のほうが一般には賃金が高いわけです。女性のほうが賃金は低いわけです。

ここから夫婦ですっと共働きをすれば、全然問題がないのかもしれません。でも、先ほど見ていただいたように結婚退職をする、あるいは出産退職をする。そのときにどちらが辞めるかとなると、合理的に考えると収入の低いほうが辞めますね。そして女性が、これは一番新しいデータですけれども、第1子が生まれたときに、35時間以上の就業をしている女性は12%なのです。ここで子どもが生まれます。

そして、夫婦コンフリクトと書いてありますがけれども、ここで離婚せざるを得ないような、そういうトラブルが起こって離婚するというときに、経済力のない女性のほうが子どもを引き取るのです。女性が81%子どもを引き取るのです。

そして離婚をします。もちろん死別が10%、未婚の母が6.7%あるのですけれども、ではどんな仕事に就けるかという、ほとんどそれまでフルタイムで働いていた、ごく一部の10%そこそこの人は年収300万円以上を確保できますが、途中からフルタイムになっても年収300万円はなかなか難しいです。そして多くは、臨時・パートなど、年収113万円ということになります。おそらくこの状況はなかなか変わりません。

これが日本の女性で典型的なライフコースであると思うのです。離婚するかどうかはわかりませんが、典型的なコースです。そうすると誰が離婚をしても、おそらく多くはこういうライフコースを進むことになるのではないかと思うわけです。ですから、これは特別な日本の女性のケースではなくて、誰がなってもおかしくない。

4. 3 社会的排除の再生産と拡大

もう一つ押さえておきたいのですが、社会的排除の問題として、やはり子どもの問題を押さえておきたいのです。社会的排除がどんどん再生産される、あるいは、拡大される傾向にあるのではないかということ、子どもの問題ですね。

2003年の段階で、20歳未満の全国の子どもは2千596万人でした。この時点で、母子世帯で育てている子どもが193万6千人、父子世帯で育てている子どもが27万2千900人なのです。合わせて8.6%の子どもが子づれシングルと一緒に生活をしているということです。

では、この子どもたちの進路選択はどうなっているのだろうかということです。表6は2006年の段階で、子どもをトータル100%としたときに、子どもがいまどういう就学状況にあるかを見てみたのです。たとえば、母子世帯で言うと、小学生が6年間で35.2%です。中学生3年間で19.4%、高校3年間で18.9%、それに対して短大が0.3%、専門学校が0.4%、大学が1.6%です。

表6 ひとり親世帯の就学状況別にみた子ども（20歳未満）の状況

区分	総数	未就学	小学校	中学校	高校	高等専門学校	短大	大学	専修学校	就職	その他
母子世帯	100.0%	17.1%	35.2%	19.4%	18.9%	0.4%	0.3%	1.6%	1.5%	3.1%	2.0%
父子世帯	100.0%	12.1%	31.0%	24.1%	21.4%	0.3%	-	2.2%	1.5%	4.3%	2.8%

注：厚生労働省『平成18年度 全国母子世帯等調査結果』より作成

だから、18歳、19歳の子どもさんで大学が1.6%、専修学校が1.5%です。合わせても、それこそ3%いかないのです。

この高校3年間の18.9%と比べると、18歳、19歳で進学している割合が3%というのは、あまりにも低いのではないかと。就職が3.1%なのです。それから、その他が2.0%あるわけです。父子世帯でも、その他が2.8%あります。

ここで、その他って何でしょうか。20歳未満で学校に行っていない、就職していない子どもたち、おそらく多くはいわゆるニートにあたる子どもたちです。では、この子たちは、今どういうふうな生活をしているのだろうかと思うわけです。親が裕福ではなくて、親も貧しくて収入

もないという子どもたちですね。こういう子どもたちに対して、ほとんど積極的なサポート体制も講じられていないのです。居場所がないわけです。

このことを踏まえて、では実際にひとり親家庭の子どもたちの大学進学率を何とか見つけることができないかと思って、公的なデータを探したのですけれども、ありませんでした。

それで、日本家族社会学会が5年おきに全国家族調査を実施していきまして、1999年の1月、それから2004年の1月に2回目を実施して、今度3回目が2009年の1月に実施することになっているのですが、2004年の調査データを基にして、ひとり親の子どもたちの大学進学率を調べてみることにしました。表7です。

表7 家族形態の違いによる第1子の大学進学率の違い

	第1子24歳未満の女性データ									第1子19-24歳	
	全体	比率	女性年齢	夫年齢	1子年齢	末子年齢	本人年取	夫年取	夫婦年取	1子大学進学率	1子進学率
合計	1,309	100.0	40.5	42.7	12.8	9.7	115.6	529.2	648.1	34.3	39.4
夫婦中低学歴・妻常勤	79	6.0	41.7	43.9	15.7	12.5	348.2	501.3	846.1	9.3	40.6
夫婦中低学歴・妻自営	40	3.1	44.9	46.7	16.4	13.3	153.0	501.6	658.8	5.0	41.2
夫婦中低学歴・妻パート等	195	14.9	41.8	44.1	15.1	11.8	78.4	460.8	540.3	21.9	25.3
夫婦中低学歴・妻無職	187	14.3	38.0	40.1	10.1	7.1	25.5	484.9	517.1	9.3	28.1
妻中低・夫高学歴・妻常勤	35	2.7	41.9	43.9	14.2	11.2	392.1	581.8	976.3	2.9	70.0
妻中低・夫高学歴・妻自営	16	1.2	40.5	46.1	12.6	8.8	108.7	550.0	658.7	0.9	33.3
妻中低・夫高学歴・妻パート等	73	5.6	41.4	43.9	14.0	10.7	72.9	605.8	679.4	5.8	50.0
妻中低・夫高学歴・妻無職	118	9.0	37.9	40.5	9.2	6.3	34.5	610.0	645.6	2.9	30.0
妻高学歴・夫中低・妻常勤	24	1.8	42.1	43.8	14.7	11.5	434.0	537.0	974.6	2.6	55.6
妻高学歴・夫中低・妻自営	13	1.0	43.9	44.8	16.0	13.1	158.5	561.5	720.0	1.7	33.3
妻高学歴・夫中低・妻パート	27	2.1	43.1	44.9	15.5	12.4	77.7	539.8	618.3	2.9	70.0
妻高学歴・夫中低・妻無職	49	3.7	37.0	39.3	8.0	5.5	37.8	528.3	566.6	2.0	42.9
夫婦高学歴・妻常勤	57	4.4	41.4	43.8	13.2	10.5	433.8	628.6	1062.0	4.7	62.5
夫婦高学歴・妻自営	36	2.8	43.6	46.6	15.2	12.3	177.3	737.9	899.8	4.1	35.7
夫婦高学歴・妻パート等	95	7.3	42.4	45.1	14.9	11.1	70.6	709.5	779.8	9.0	51.6
夫婦高学歴・妻無職	171	13.1	38.7	40.8	9.4	6.4	22.2	704.8	726.3	5.0	82.4
ひとり親家族	94	7.2	42.0		15.5	12.7	187.1	0.0	187.1	9.9	11.8

注：第2回全国家族調査（2004）より

その場合に、もう一つは、この表は非常に細かく分けているのですけれども、いま子どもたちの大学進学率が、親の学歴と世帯収入に、もろに影響されているということが見事に出ているかなと思うのです。

これは女性のデータですけれども、夫婦のそれぞれの学歴と妻の働き方、フルタイムなのか、自営なのか、パートなのか、無職なのかということで分類をして、それぞれの場合の、ここに夫婦の年取も挙げていますけれども、やはり収入格差がかなりあるのです。ひとり親の場合は187万円です。

そして見ていただきたいのは、一番右の端のほうに第1子、19歳から24歳の子どもさんを持っている女性について、第1子の大学進学率を求めました。それで見ますと、一番進学率が高いのは夫婦とも大卒で、妻が無職です。その場合の大学進学率は82.4%です。それに対して、母子家庭の子どもの進学率は11.8%なのです。

ですから、いま18歳人口の大学進学率が50%ぐらいになってきているのですけれども、その数字と比べても、母子家庭の子どもたちの大学進学率の12%というのは、あまりにも低いので

はないかということなのです。でも、そういったことに対して、ほとんどサポートの体制がありません。

ついでながら、表8といますのは、2003年の大阪市ひとり親家庭等実態調査から求めたのですけれども、世帯収入によって、これは保護者が子どもの進学をどこまで希望するかということを集計したものです。

表8 ひとり親家庭の親が希望する子どもの最終学歴

	総計	中学 まで	高校 まで	短大 まで	大学 まで	専門 学校	子ども まかせ	その 他
母子家庭	1,021	0.1	26.7	3.3	29.4	6.3	33.4	0.9
世帯収入								
100万円未満	216		31.2	3.3	24.7	5.1	35.3	0.5
100～150万円未満	174		34.3	1.7	26.2	8.7	27.3	1.7
150～200万円未満	116		28.7	2.6	21.7	10.4	35.7	0.9
200～250万円未満	90		24.4	5.6	26.7	7.8	34.4	1.1
250～300万円未満	71		26.8		42.3	4.2	26.8	
300～400万円未満	100		16.0	6.0	30.0	10.0	38.0	
400～500万円未満	38		13.5	2.7	37.8	5.4	37.8	2.7
500～600万円未満	31		3.2	6.5	48.4	3.2	38.7	
600～700万円未満	9			11.1	55.6		33.3	
700～800万円未満	10		10.0		50.0		40.0	
800～1000万円未満	7		28.6		57.1		14.3	
1000万円以上	9			11.1	77.8		11.1	
父子家庭	86	1.2	35.3	3.5	41.2	2.4	16.5	
世帯収入								
100万円未満	6		33.3		66.7			
100～150万円未満	4		50.0		25.0		25.0	
150～200万円未満	5		60.0			20.0	20.0	
200～250万円未満	4		25.0			25.0	50.0	
250～300万円未満	6		33.3		66.7			
300～400万円未満	10		60.0		30.0		10.0	
400～500万円未満	12		41.7		33.3		25.0	
500～600万円未満	11	9.1	27.3	18.2	45.5			
600～700万円未満	5		60.0		40.0			
700～800万円未満	2		50.0				50.0	
800～1000万円未満	3				66.7		33.3	
1000万円以上	7				100.0			

注：2003年大阪市ひとり親家庭等実態調査より

これを見ますと、世帯収入が100万円台とか150万円まで、200万円までという場合は、子どもに大学まで行ってほしい人は20%台です。高校までとか、あるいは子どもに任せるという数値が高いのです。ところが、世帯収入が500万円以上になってくると、やはり大学までというのは50%超えていくのです。母子世帯であっても50%超えていくのです。

そうすると、いかに子どもの進学、これは保護者が子どもに行ってほしい、行かせたいという希望にすぎないのですけれども、実際のところ、子どもたちは家庭の経済状況をわかっていますので、親が大学まで行ってもいいよと言ってくれなかったら、子ども自身が大学に進学したいとは言えないのですね。やはりちょっとでも早く働いて親を楽にしたいと思うわけです。

そうすると、親が大学まで行ってほしいと思わなかったら、子どもたちが行かないとするならば、もろに世帯収入が子どもの進路を左右することをあらわしている表ではないかと思うわけです。

5. 子づれシングルをめぐる排除と格差

これらのことから何が言えるかということ、少し整理をさせていただきます。まず子づれシングルをめぐる排除と格差、何が排除なのかということの確認です。

第1に、ひとり親家族における父子家族が排除されている。母子家庭に対しては、まだ施策があるのですが、父子家庭に対してはほとんど施策がありません。父子家庭であっても生活困難をさまざま抱えています。第2に、ひとり親家族において死別と離別と、非婚、未婚の場合に差別があります。たとえば、税金に関して言うと、非婚、未婚の場合は寡婦控除がありません。それから、離別の場合は子どもが18歳までは寡婦控除がありますが、18歳を超えると寡婦控除がなくなります。死別の場合は、子どもの年齢にかかわらず、一生、寡婦控除があります。そういう差があったりするわけです。第3番目は安定雇用からの排除とか、不安定就労、低賃金が放置されているということが言えるかと思います。第4番目は自立重視による保護カットと排除の正当化があるかと思います。

第5番目は異質というものをレッテル貼りして、先ほどちょっと話しましたけれども、地域ボランティアが強制される。嫌とは言えないという状況があります。

第6番目は近代的家族中心主義ゆえの不利益と放置があるわけです。やはり家族のなかで夫に扶養される妻が一番保護を受ける。夫の保護を外れると、もう社会も見放す。そういう制度が、まだまだまかり通っているということです。

第7番目はひとり親家庭の子どもたちに対して、何も施策が講じられていないことが排除だろう。しかも、第8番目として、子どもたちの状況が、排除されることによって、排除が再生産されるのではないか。

さらに第9番目としては、こういった実態が行政のさまざまな実態調査ではほとんど明らかにされていません。そのこともやはり排除と言わざるを得ないのではないかと考えるわけです。

6. ひとり親家族の包摂に向けて

では具体的にどうしたらいいのだろうと考えると、なかなか出口が見えない難しい状況があるのですけれども、これはもう、やはり何か小手先の施策ではどうにもならない。やはり政策理念そのものの大きな転換が期待されるわけです。

まず第1に、すべての国民の健康で文化的な最低限の生活保障が憲法でうたわれているわけですから、それをやはり具体化することだろうということです。第2は、夫婦家族単位主義から個人単位で、ひとりひとりの生きる権利を保障する施策が講じられることが必要だろう。第3に、差別や偏見を排除して、ひとりひとりがどんな親の元に生まれようとも、どんな環境で育っていようとも、市民としての権利保障がなされる必要があるだろう。

それから第4番目としては、社会的排除の再生産の拡大を食い止める施策を積極的に講じることと言えるかと思います。

そこで、ひとり親家族の貧困化を未然に防ぐ施策として、何と言っても、すべての女性の自立支援策を講じないと、抜本的には解決しないと思うわけです。私は、やはり3段階施策が必要だろうと思います。それはまず一つは、現在、ひとり親家族になっている親と子どもに対する強力な支援をおこなう。二つ目は、有配偶女性のキャリアアップというか、いつ離婚してもだいじょうぶというか、いつ夫がいなくなってもだいじょうぶなように、いまのうちにキャリアアップを図って、夫がいなくても子どもを育てることができる最低限の経済確保ができる施

策を講じる。三つ目は、特にこれは未婚の男女に言えることですけれども、結婚とか出産にかかわらずでも就労継続ができるための支援をすることで、女性であっても、男性も含めてですけれども、仕事を辞めなくてもすむ施策を講じる。そのことに尽きるのではないかと思います。

どうも非常に時間が大幅に延びてしまいました。もう言いたいことがいっぱいあって、つつい長くなってしまいました。どうも申しわけございません。以上で、報告を終わらせていただきます。

参考文献

- 神原 文子 2004『家族のライフスタイルを問う』勁草書房
- 神原 文子 2006「ひとり親家庭の自立支援と女性の雇用問題」『社会福祉研究』97, 50-58.
- 神原 文子 2007a「ひとり親家族と社会的排除」『家族社会学研究』18-2, 11-24.
- 神原 文子 2007 b「ドメスティック・ヴァイオレンスから離婚した母と子の今を問う」『現代の社会病理』22, 37-52.
- 神原 文子 2008「母子世帯支援施策の原点とは何か」『都市問題』6月号 73-80.
- 牟田 和恵 2006『ジェンダー家族を超えて—近現代の生／性の政治とフェミニズム』講談社